## 令和2年「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」の実施について

(令和2年11月19日) 県民活動課

### 1 要旨

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの 実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現するため、広 島県独自に「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」を実施する。

### 2 運動の概要

## (1) 期間

運動期間:令和2年12月1日(火)から12月10日(木)までの10日間

### (2) 運動の重点

- ・ 子供と高齢者の安全な通行の確保
- ・ 高齢運転者の交通事故防止
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 自転車の安全利用の推進

## 3 スローガン, キャッチフレーズ

(1) スローガン

『あおるより ゆずるあなたが かっこいい』

(2) キャッチフレーズ

『なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦 ~2020年へ向けて~』

## 4 主な行事

行 事 名	日時	場所	内 容
年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動 開始式	12月1日 (火) 10:40~ 11:00	県庁正面特設会場 (屋外)	・副知事あいさつ ・交通安全パトロール出発 ・県警キャラクター参加
交通安全パトロール	12月1日 (火) 11:00~ 11:10	広島市内中心部	・警察車両13台(白バイ8台・パトカー 5台)による交通安全パトロール

### 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- 例年、参加者約200名のところ、約60名に規模を縮小する。
- 街頭パレードは実施しない。
- ・ 屋内では参加者の間隔維持等が困難なことから、雨天の場合は中止する。



広島県 広島県警察 広島県教育委員会 公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

## 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

- ●横断歩道は歩行者優先です。
  - ・車両の運転者は、横断歩道に近づいたときは、明らかに歩 行者がいない場合を除いて、減速しなければいけません。
  - ・横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、-時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
- | 夜間、歩行者は明るい服を 着用したり、LEDライト・反 射材用品を活用して、交通 事故から身を守りましょう。

キラリ☆

車両を運転するときは、早めにライト を点灯し、上向きライト(ハイビーム) を活用して交通事故を防ぎましょう。 (対向車や先行車がいる場合は下向 広島県警察反射材活用促進 きライトに切り替えましょう。)



「キラリ☆マン」



対向車や先行車がいる場合は 下向きライトに切り替えましょう

## ●高齢者の方が亡くなる交通死亡事故が多発してい ます。

- 交通事故を起こしたり、交通事故の被害に遭わない。 ために、加齢に伴う身体機能の変化等について把握
  - ・体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
  - ・自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返 納を検討しましょう。
- 高齢運転者の方へ

しましょう。

- ・通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- ・運転操作は慌てず、落ち着いて確実に行いましょう。
- ・衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い 急発進抑制装置などを搭載した安全運転サ ポート車(サポカー)を検討しましょう。
- ・70歳以上の運転者は高齢者マークを使用し ましょう。







2020年までに交 通死亡事故死者 数75人以下(うち 高齢者35人以下) の目標達成に向 けて、「なくそう交 通死亡事故・アン

ダー75作戦~2020年へ向けて~」をキャ ッチフレーズに、交通死亡事故抑止に向 けた取組を推進中です。







安全運転サポート車 普及啓発協議会キャラクター 「サポにゃん」

「サポカーS」は衝突被害軽減ブレー キに加え、ペダル踏み間違い急発進 抑制装置等を搭載した自動車です。 高齢運転者等の安全運転を支援する 車の愛称です。

## 毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

# 連転の根絶

- 飲酒運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険 な犯罪です。
- |飲酒運転は、反応の遅れ、動作の遅れ、判断の遅 れにより交通事故を起こしやすくなります。



## ハンドルキーパー運動の推議



白動車で仲間と飲食店等 へ行く場合は、お酒を飲 まない人(ハンドルキー **パー)**を決め、その人が 仲間を自宅まで送り届け るようにしましょう。

## 飲酒運転根絶宣言店募集中!!

広島県では、運転する人 にお酒を提供しないこ とを宣言する「飲酒運転 根絶宣言店」を募集して います。



詳しくは広島県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen290426.htm

## 日は「自転車安全利用の日」

## 自転車安全利用5則 を守りましょう。

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外です。
- 2 車道は左側を通行しましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
- 4 安全ルールを守りましょう。
- 5 子供はヘルメットを着用しましょう。



- 薄暮時等は、早めにライ トを点灯しましょう。
- 自転車の損害賠償責任 保険等に

加入しま しょう。



損害賠償責任保険等は、自転車利用者向けの賠償 責任保険以外にも、自動車の任意保険、火災保険、 傷害保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカー ドやTSマークに付帯する保険などがあります。